

明 治 物 産 株 式 会 社

(2 0 0 5 年 版)

【はじめに】

本書は、平成17年3月期（平成16年4月～平成17年3月）における当社の会社概要営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成17年3月期における資本金、純資産額、営業利益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の従業員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業の方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 企業の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成17年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産余裕比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{必要純資産額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、資産から商品責任準備金（商品取引所法に基づく引当金）を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。)

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があるといえます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本比率

自己資本

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(d) 修正自己資本比率

自己資本

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} - \text{委託者に係る取引所預託金額} - \text{分離保管預託額}} \times 100$$

(総資産額－委託者に係る取引所預託金額－分離保管預託額)

委託者から預託を受けた委託証拠金代用有価証券のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の分離保管制度に基づいて金融機関に預託されている額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 当座性資金等比率

当座性資金等（＊）

$$\frac{\text{当座性資金等（＊）}}{\text{流動負債}} \times 100$$

流動負債

（＊「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。）

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。流動比率との違いは、流動資産のうち、より現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

(f) 委託者未収金比率

委託者未収金

$$\frac{\text{委託者未収金}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産額

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

(g) 借入金比率

(借入金＋借入有価証券＋社債)

$$\frac{\text{(借入金＋借入有価証券＋社債)}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

(h) 経常収支率

経常収益

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

経常費用

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。

(i) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額}} \times 100$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(j) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(k) 委託手数料収益比率

$$\frac{\text{(商品先物取引に係る) 委託手数料}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。

(l) 自己売買収益比率

$$\frac{\text{自己売買収益}}{\text{経常収益}} \times 100$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 明治物産株式会社

代表者名 代表取締役社長 鈴木敏夫

所在地 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番23号

電話番号 03-3666-2511(代)

② 会社の沿革

当社は、昭和28年12月22日東京穀物商品取引所での穀物商品の受託を目的として資本金300万円をもって東京都中央区日本橋の地に当時、創業者の鈴木四郎が明治座とゆかりが深かったことから「明治」の二字を冠し、商号を「明治物産株式会社」として創業を開始致しました。

年 月	概 要
昭和28年12月	商品先物取引の受託業務を目的として、明治物産株式会社を東京都中央区に創業。資本金300万円
昭和29年 2月	東京繊維商品取引所へ加入。
6月	東京穀物商品取引所へ加入。
12月	東京砂糖取引所へ加入。
昭和32年 5月	前橋出張所開設。
昭和35年12月	千葉出張所開設。
昭和36年 5月	横浜生糸取引所へ加入。
昭和37年11月	社長鈴木四郎、東京穀物商品取引所理事長に就任。
昭和38年 4月	前橋乾繭取引所へ加入。
昭和42年 3月	鈴木四郎、全国商品取引所連合会会長に就任。
11月	新宿出張所開設。
昭和43年 9月	資本金1億2千万円に増資。
昭和56年 1月	創業15周年を記念して、本社新社屋竣工。
昭和57年 3月	外国ゴム生産商社と受託契約を締結。
昭和59年 1月	東京金取引所へ加入。
昭和59年11月	銀、白金、新規上場となる。
昭和60年 8月	東京工業品取引所へ加入。
昭和61年12月	三井物産株式会社「ロンドン渡し取引」指定代理店となる。
昭和62年 3月	三井物産株式会社と業務提携。
	池袋支店開設。

年 月	概 要
平成 2年 1月	第1回物上担保附社債発行開始。 第1回商品ファンド(エムビーケイ・ゴールド・フューチャーズ・ファンドⅠ)販売開始。
9月	資本金3億602万円に増資。
平成 3年11月	第2回商品ファンド(エムビーケイ・ゴールド・フューチャーズ・ファンドⅡ)販売開始。
平成 4年 4月	大阪支店開設。
5月	資本金4億394万6000円に増資。
10月	第1次商品ファンド販売許可業者となる(販売法人)。
平成 5年 1月	資本金5億294万6000円に増資。
平成 6年 5月	東京穀物商品取引所オプション取引のマーケットメーカーに指定される。
6月	関西農産商品取引所へ会員加入
平成 7年 6月	神戸ゴム取引所へ会員加入
平成 8年 7月	誘導基準11年連続パス。
8月	ペガサスフューチャーズファンドⅡ販売開始。
平成 9年 5月	ペガサスフューチャーズファンドⅢ販売開始。
平成10年 2月	ペガサスフューチャーズファンドⅣ販売開始。
6月	コーヒー新規上場となる。
12月	商品ファンド「理想郷」「活火山」販売開始。
平成11年 7月	灯油、ガソリン新規上場。
平成12年 8月	外国為替取引開始
平成13年 8月	じゃがいも新規上場。
平成13年12月	原油新規上場。
平成14年 2月	大豆ミール新規上場。
平成15年 9月	軽油新規上場。
平成16年12月	野菜バスケット新規上場

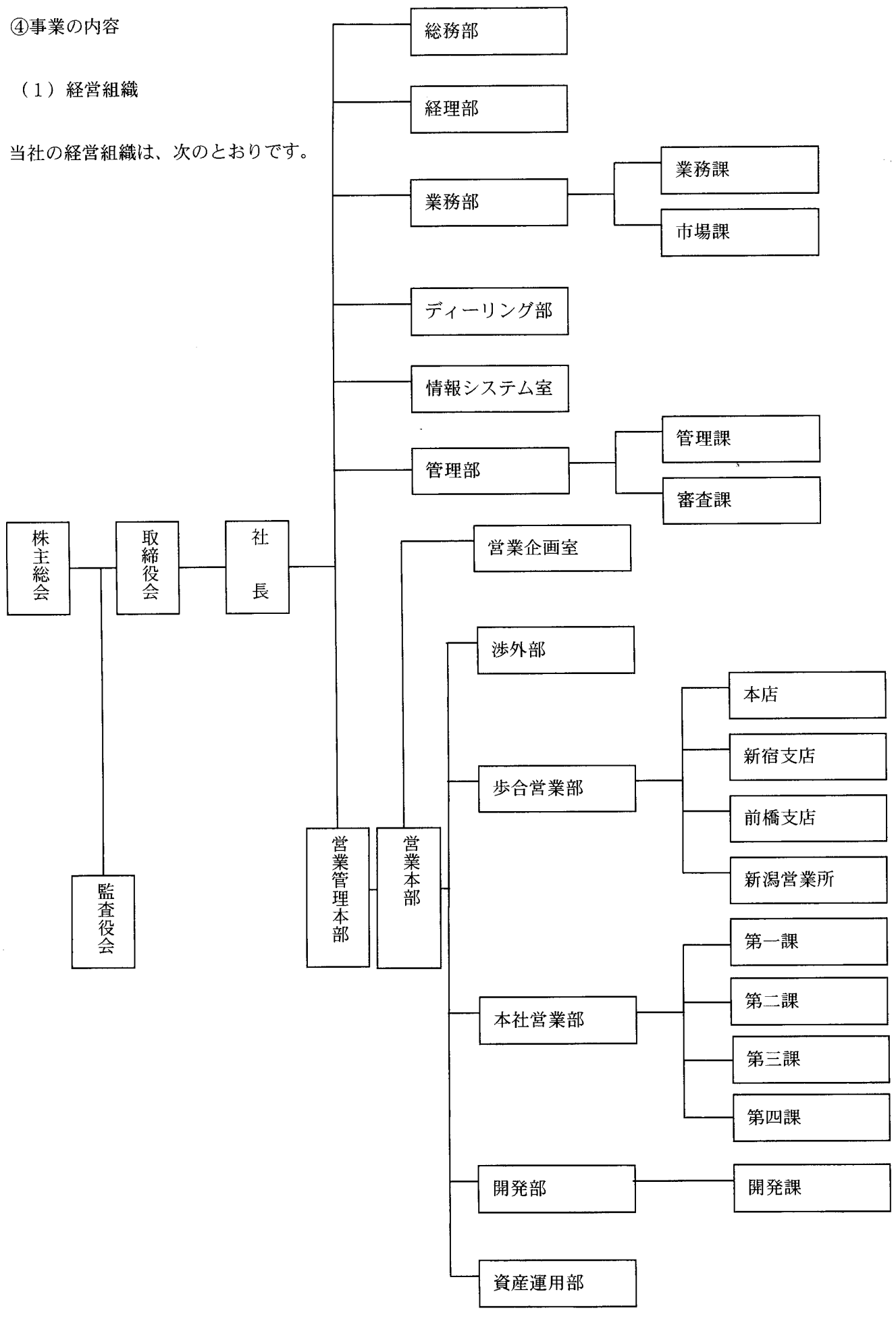
③ 会社の目的

1. 雑穀その他食料品、砂糖の売買および仲介、ただし統制品を除く。
2. 綿糸、人絹糸、スフ糸、生糸、その他繊維品一般の販売加工およびその媒介
3. 生ゴムおよびその製品の販売および輸出入
4. 商品取引所法の適用をうける各商品取引所の会員、商品取引員となりその各市場における上場における上場商品の売買取引およびその受託業務
5. 有価証券の取得およびその売買
6. 非鉄金属、鉄鋼およびその製品の売買、売買の仲介、取次および代理
7. 金、銀、白金等貴金属ならびにべっこう、真珠、珊瑚、宝石類およびその加工品の売買、ならびに輸出入
8. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、顧問および販売業務
9. 外国為替取引業
10. コンピュータプログラムの設計・販売及びコンサルティング業務
11. 前各号に付帯する一切の事業ならびに投資

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引(商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。)について、顧客の委託を受けて執行する業務(以下「受託業務」という。)及び自己の計算に基づき執行する業務(以下「自己売買業務」という。)を主たる業務としております。

又、商品ファンドの販売を従たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第41条第1項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務を行うことのできる受託会員として、農林水産大臣及び通商産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「指令13総合第1951号」、通商産業省「平成13・02・27商第45号」)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	繭糸	貴金属	アルミニウム	ゴム	石油	上場商品名
東京穀物商品取引所		○							輸入大豆、小豆、とうもろこし、大豆ミール、大豆オプション
			○						粗糖、精糖、粗糖オプション
		○							コーヒー
東京工業品取引所					○				金、銀、白金、パラジウム
						○			アルミニウム
							○		天然ゴム
								○	灯油、ガソリン、原油、軽油
横浜商品取引所				○					生糸、乾繭
		○							じゃがいも、野菜

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

当社は、商品投資に係る事業の規制に関する法律第8条の規定に基づき、商品投資販売業を営むことのできる業者として、大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より許可を受けております。(許可番号：「金農経(3)第20号」)

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都中央区日本橋人形町1丁目1番23号	03-3666-2511
新宿支店	東京都新宿区新宿3丁目32番8号新宿中央口ビル	03-3354-2531
前橋支店	群馬県前橋市南町3丁目30番3号	027-221-1611
新潟営業所	新潟県新潟市本町通六番町1141-1ストークビル新潟一番館	025-224-8161

⑥ 財務の概要(平成16年3月決算期)

(a)	資本金	502,946 千円
(b)	純資産額 * 1	2,821,743 千円
(c)	必要純資産額 * 2	1,486,000 千円
(d)	総資産額	6,692,276 千円
(e)	営業収益	2,693,825 千円
	(うち、受取委託手数料)	(949,816千円)
(f)	経常利益	528,289 千円
(g)	当期純利益	207,242 千円

* 1 純資産額の算定法式は、資産－負債＋商品取引責任準備金となっております。

* 2 商品取引所法第49条第1項の規程により、当社が商品取引員として有していない
なければならない純資産額です。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 837,892株 (平成17年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	所有 株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	株	%
鈴木 敏夫	275,951	32.9%
鈴木 耕二	205,487	24.5%
鈴木 キヌ子	132,061	15.8%
藤谷 祐一郎	15,888	1.9%
(株)メイジ	11,700	1.4%
小池 一三	11,404	1.4%
鈴木 秀和	9,836	1.2%
樫山 資造	8,896	1.1%
境野 典弘	7,943	0.9%
従業員持株会	7,850	0.9%
計	677,647	81.6%

⑨ 役員の状況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所有 株式数
代表取締役 社長	鈴木敏夫 昭和35年8月22日	株 275,951
取締役 担当 本社営業部 資産運用部 歩合営業部 ディーリング部 営業企画室	宮崎克世志 昭和27年9月9日	4,300
取締役 担当 総務部 経理部 情報システム室	岸田富雄 昭和28年8月10日	4,000
取締役 担当 管理部 渉外部 業務部	元吉 和之 昭和26年5月17日	3,788

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
取締役	鈴木耕二 昭和37年9月6日	205, 487
監査役 (常勤)	小林勇 昭和17年2月13日	3, 137
監査役 (非常勤)	鈴木キヌ子 昭和8年7月7日	132, 061
監査役 (非常勤)	飯塚 孝 昭和13年1月20日	2, 517

(注) 監査飯塚孝は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営 業・非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従業員数	128人	115人	13人	85人	43人
平均年齢	43.0歳	44.06歳	33.02歳	44.02歳	30.09歳
平均勤続年数	11.04年	12.01年	8.04年	9.11年	15.0年
外務員数	108人	107人	1人	—	—

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、昭和28年12月、商品先物取引の受託業務を目的として、東京都中央区日本橋の地に創業者鈴木四郎が明治座とゆかりが深かったことから「明治」の二字を冠し、商号を「明治物産株式会社」として業務を開始致しました。

創業以来、ベテランのコミッションセールスを主体として、顧客志向を企業理念とし、関東の老舗取引員としての地位を確立してまいりました。また、昭和36年から45年にかけては、鈴木四郎が東京穀物商品取引所理事長の職を勤めるなど、業界の発展にも寄与してまいりました。

主力取扱商品の生きた情報をスピーディーに提供することはもとより、新規取引につきましても、積極的な顧客層拡大の活動を展開しております。とりわけオプション取引におきましては、定期的なキャンペーンの積み重ねにより、97年度の東京穀物商品取引所におけるオプション取引顧客取扱第1位を記録致しました。

商品ファンドもお客様の資産形成に役立てて頂けるよう販売に力を注いでおります。

一方、良質なサービスを提供する為の人材育成も怠ることなく行ってまいりました。新入社員の基礎教育から始まり、階層別研修、スペシャリスト養成（ファイナンシャル・プランナー）など、社員個々の成長に合わせた一貫教育を展開しております。

人事制度におきましても、能力評価制度を導入しており、社員の士気の高揚に結びついております。

当社の社会的信用力をつける為にも、近い将来の株式の公開に向けて、会社一丸となり、たゆまぬ努力を続けていく所存です。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期のわが国経済は、輸出の増加と企業収益の回復にともなう堅調な設備投資に主導され、前半は回復基調で推移しましたものの、原油価格の高騰や素材価格の高止まり、自然災害の影響もあり、後半には景気の調整局面入りも懸念される状況となりました。

一方、海外において中国経済では9年ぶりの貸出金利引き上げを実施していますが、消費意欲、設備投資意欲ともに旺盛で、引き続き高成長が期待できます。アメリカ経済も大幅減税の効果が剥落して、原油高などによって成長持続にやや懸念もありますが、総賃金が堅調に増加していますので個人消費も持ち直していくと見ており、底固い成長が続くものと見ています。

また、商品先物取引業界におきましては、5年連続して更新していた商品先物出来高にも陰りが見られ前半を下回ることになり、更に、委託手数料完全自由化の影響も未知数であります。改正商品取引所法の成立により、平成17年5月から共同クリアリングハウスの設置、新取引証拠金の導入などとともに委託者保護基金が創設されることとなっております。

各市場における商品の値動きについては、東京工業品取引所の金は、イラク戦争後の不安定な世界情勢や原油高を背景に大きな値動きはないものの、年間を通じて底固い動きとなりました。原油は中東情勢不安という地政学的リスクの高まりと需給ひっ迫が解消されなかったため、年間を通じて大きく値を上げ、上場来の最高値も記録しました。石油市場のガソリン・灯油は、世界的な需要増加や、原油高を背景に大きく値を上げるとともに、値段も大きく上下に動くなど、激しい値動きとなりました。ゴ

ムは、前半はファンド筋の売りによって大きく値を下げていましたが、後半は需給バランスが改善されたことや原油高を材料に値を戻しました。東京穀物商品取引所の一般大豆は、前半は米国の大豆が大豊作だったため、大きく値を下げましたが、後半になって南米の干ばつによって供給過剰感が薄れるとともに、ファンド筋の買いもあって大きく値を戻しました。

以上の結果、営業収益は、2,693 百万円となり、前期比 176%の増収となりました。営業費用は、2,099 百万円と同比 137%のコスト増となりました。営業利益は、594 百万円となり、596 百万円の増益となりました。

③ 営業の経過及び成果

当事業年度における受取手数料及び売買損益・売買高は次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期別 商品市場名	第 52 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日) (至 平成 17 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	360,635
貴金属市場	249,355
アルミ市場	2,537
ゴム市場	71,035
農産物市場（横浜）	768
繭糸市場（生糸）	892
砂糖市場	11,851
石油市場	252,696
小 計	949,769
オプション取引	
農産物市場	30
砂糖市場	15
小 計	45
商品ファンド	
合 計	949,816

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期別 商品市場名	第 52 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日) (至 平成 17 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	△5,679
貴金属市場	39,643
アルミ市場	2,629
ゴム市場	4,422
農産物市場 (横浜)	20
繭糸市場 (生糸)	△48
砂糖市場	△8,282
石油市場	1,712,127
その他	11,007
小 計	1,755,839
海外先物取引	—
商品売買益	53
その他売買損益	5,731
商品先物評価損益	△17,614
合 計	1,744,008

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期別 内 訳 商品市場名	第52期 (自 平成16年4月1日) (至 平成17年3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	137,396	11,893	149,289
貴金属市場	50,144	160,859	211,003
アルミ市場	735	1,798	2,533
ゴム市場	19,277	29,597	48,874
農産物市場(横浜)	283	4,342	4,625
繭糸市場(生糸)	224	190	414
砂糖市場	3,514	386	3,900
石油市場	78,779	3,279,976	3,358,755
合計	290,352	3,489,041	3,779,393

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受け渡しによる決済数量は含まれておりません。

④ 会社が対処すべき課題

商品先物取引業界は、不安定・不透明な中東情勢、中国の経済成長に伴う需要の増大を背景に、石油市場を中心として、上場以来、大きな価格変動に直面いたしました。また商品先物取引所法の大改正、委託手数料の完全自由化など新たな飛躍期を迎えようとしています。

当社といたしましても、「創意工夫で常に改善、常に前進」を第53期のスローガンに、時代の趨勢と顧客ニーズを的確に捉え、高度で良質な情報サービスをタイムリーに提供できる体制を確立することにより、顧客から常に選ばれる企業を目指します。

また、業績向上を目指し、営業基盤・人的基盤・財務基盤・ディーリング部門の強化等の課題に全社を挙げて取り組み、経営目標の達成に向けて尽力してまいり所存でございます。

受託業務管理規則

明治物産株式会社

(目的)

第 1 条 この規則は、委託者の保護と自己責任原則の徹底を図るため受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定める。

(管理組織)

- 第 2 条
1. 当社は、社内管理に係る「経営の責任体制」の明確化を図るため本社の営業管理本部を主体として、本・支店および従たる営業所ごとに管理担当班を設置して責任者を置くものとする。(別紙・管理担当班の組織図)
受託業務を総括する管理責任者(総括責任者)は、営業管理担当役員をもってこれに当たる。
 2. 受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、受託業務管理規則の制定および改正は取締役会の決議を経て行う。
 3. 社内管理措置の遂行状況、遵守状況について改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずる。
 4. 総括責任者を補佐する者として副総括責任者を置き、それぞれの職掌および両者の連携体制を明確にする。営業部門における自己管理責任を徹底するため、営業部門の責任者を副総括責任者と定め、総括責任者と共同して営業活動における法令諸規則の遵守状況をチェックする。
 5. 本社営業管理本部に統括責任者を置き、日常の営業活動に対する法令諸規則の適用解釈についての判断や助言を行なう。
 6. 総括・統括責任者は定期的に、本・支店および従たる営業所を巡回し、社内管理体制をチェックしバックアップする。
 7. 本社の各営業部門および従たる営業所に管理責任者を置き、受託業務管理規則の実際的な運営に当たる。
 8. 管理責任者の評価に当たっては、業績を重視した営業面での評価項目だけでなく受託業務管理者としての評価項目を併用する。
 9. 委託者とのトラブルが生じた場合、本社営業管理本部が直接当該委託者に取引内容等について確認を行ない迅速にこれを処理する。

(適格性の審査)

第 3 条 1. (不適格者)

当社は、本項の各号に該当すると判明した者に対しては商品先物取引の委託の勧誘および受託を行なわないものとする。

ただし本項の③④⑤⑥⑦⑧号に該当する場合は本人から取引を行ないたい旨の理由を明記した取引申告書（本人自筆）の提出があり、総括責任者が正当な理由があると認定した場合は受託することができるものとする。

- ①未成年者・成年被後見人・被保佐人および精神障害者
- ②生活保護法被適用者
- ③恩給・年金・退職金・保険金等により主として生計を維持し、余裕資金を持たない者
- ④母子家庭該当者
- ⑤日本語により意志疎通が出来ない者（外国人等）
- ⑥長期療養者およびこれに準ずる者
- ⑦一定の所得を有しない者
- ⑧公金出納取扱者、企業の経理・財務担当者

- 2. 前項各号に該当しない者であっても、管理責任者がその者の資金力・理解度等からみて商品先物取引を行なうにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘および受託を行なわないものとする。

3. (事前審査)

不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、約諾書の差し入れを受ける前に、委託者情報を的確に把握するための書面 {お客様カード（口座設定申込書）以下、口座設定申込書という} を委託者から徴収し、それに基づき営業部門においては管理責任者が管理部門においては総括責任者が審査を行なうものとする。

①取引過程において第3条1項①②号に該当すると判明した場合追加資金の入金を断るとともに既存の建玉を速やかに決済するよう当該委託者に要請する。

②取引過程において第3条1項③④⑤⑥⑦⑧号に該当すると判明した場合は、新規取引は認めないものとする。ただし、本人からの取引を行ないたい旨の理由を明記した取引申出書（本人自筆）の提出があり総括責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(契約時の説明)

第 4 条 商品先物取引の勧誘に当たっては、事前に受託契約準則、商品先物取引委託のガイドを交付し、商品先物取引の仕組み、および取引の対処方法、上場商品に関する知識および情報の収集方法等の基本知識について詳細に説明するとともに、取引の投機的本質について危険開示を行ない、委託者より説明を理解した旨の書面（口座設定申込書）の差し入れを受け、委託者自身の判断と責任において取引を行なうよう、十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

(口座設定申込書)

第 5 条 1. 当社は商品先物取引を行なおうとする委託者より、次に掲げる事項を記載した口座設定申込書に必要事項を記載してもらい約諾書の差し入れ前に受け入れるものとする。

- ①氏名・性別・年齢・家族構成・住所および連絡先
- ②職業・会社名・所属部署名および勤務先住所と連絡先
- ③資産および収入の状況
- ④商品先物取引および証券取引等の経験の有無
- ⑤その他必要と認める事項

2. 口座設定申込書は事前審査の観点から統括及び総括責任者が審査し総括責任者のもとに備え付け保管するものとする。

(顧客カードの整備)

第 6 条 1. 当社は、本・支店および従たる営業所ごとに商品先物取引を行なう委託者について、第5条1項及び必要事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

2. 顧客カードは担当外務員が必要事項を記載し、管理責任者に提出するものとする。

3. 顧客カードは総括責任者のもとに備え付け、写しは管理責任者が保管するものとする。

4. 顧客カードは委託者に身分上の変更が判明した時は、再提出を求めるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第 7 条 商品先物取引の委託の勧誘および受託にあたっては、商品取引所法・同法施行規則・受託契約準則・取引所指示事項および日商協「受託業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(取引意思の確認)

第 8 条 1. 新規委託者については口座設定申込書の差入れを受け、管理責任者が審査し総括責任者の審査・承認後、約諾書を受領するものとする。
2. 売買注文を受ける際に委託者が指示した事項について業務日誌に明確に記載するものとする。

(未経験者等の取引に係る管理措置)

第 9 条 当社は商品先物取引市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引および株式の信用・先物取引並びに金融先物取引の経験のない新たな委託者については3ヶ月間の習熟期間を設け、当該委託者の資質・資金力・理解度等を考慮の上、相応の建玉枚数の範囲において受託を行なうものとする。

①上記に該当する委託者の建玉枚数に係る外務員の判断枠は売り・買いの合計30枚と定める。

②当該委託者から上記①号の判断枠を超える建玉の要請が書面にてあった場合、管理責任者がその資力・判断力・理解力などを考慮の上、適否について判断し、総括責任者に委託者調書(1)を提出し、総括責任者の審査・承認後受託するものとする。但し売り・買いの合計は200枚までとする。

③当該委託者から上記②号の建玉を超える申出が書面によりあった場合再度審査の上枚数制限の基準を適用しないものとする。

④総括責任者は、委託者から申出事項及び管理責任者からの報告事項についてその内容を再確認するとともに、必要と認められる場合には管理責任者にたいして所要の指示を行ない、当該委託者の管理に万全を期すものとする。

(不正資金の流入防止措置)

- 第 10 条 1. 当社は銀行・信用金庫等の金融機関、また国・地方公共団体、さらに民間企業等において、金銭・有価証券等他人の資産を取り扱うものからの受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずる。
2. 当社委託者の損金が年収相当額と金融資産の合計額を超え、又は1回の入金額が年収相当額を超えることが連続した時は、当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や出所を当該委託者から直接聴取し、超過した資金の出所を把握するものとする。
3. 調査は営業担当者に協力させ、本社管理部及び管理担当班が行なう。当該調査結果において資金の出所が明確でない時、又はその説明が信憑性に欠けると判断したときは、新たな建玉の自粛を要請する。
4. 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存する。
5. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていた事が判明した時は、当該委託者から新規の受託は行なわず、速やかな決済と精算を要請する。

(その他の管理措置)

- 第 11 条 1. 外務員の日々の業務活動状況をチェックし取引意思のない者、第3条1項に定めた不適合者の参入防止に対する適切な指導を行なう。
2. 人事考課にあたって、営業社員については法令諸規則および受託業務管理規則の理解状況、遵守状況、営業姿勢、委託者の建玉状況の項目を加味し、営業管理職者については部下の教育・指導状況および委託者の取引状況の分析を項目に加え、総合的に判断する。

(新規委託者の特例)

- 第 12 条 1. 法人名で取引するときは、商品先物取引を売買する旨の記載事項のある定款および登記簿謄本並びにそれに準ずるものの写しを提出されたものについては、この規則に拠る新規の委託者としては取り扱わない。
2. 他店経験者はそれを証明する事が出来る場合、管理責任者が委託者調書(2)を作成し、その書面を提出された委託者についてはこの規則に拠る新規の委託者としては取り扱わない。

(管理担当班の職務)

第 13条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

1. 「口座設定申込書」の審査による委託者の選別並びに受託の適否の決定。
2. 委託者管理のための「顧客カード」の整備。
3. 委託者の資金力・理解度・取引経験等からみて不相応と判断される取引に対する適切な指導。
4. 商品先物取引および株式の信用・先物取引並びに金融先物取引の経験のない委託者からの受託に係る取扱要領に基づく審査。
5. 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握および営業部門に対する指導。
6. 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
7. 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
8. 委託者からのトラブル等に対する適切な対応。
9. 過去に、恣意的にトラブル等を多発した委託者の参入予防措置。
10. 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
11. その他委託者の保護に必要と認められる事項。

(建玉制限等)

第 14条 当社は次の場合その受託について建玉の制限を行なうこととし委託者の理解を得、遵守させるものとする。

1. 商品取引所の市場管理規則の制限によるものとする。
2. 市場管理とは別途に、資産・経験等により受託者としての制限を行なうこと。
3. 自己及び委託玉については、別部門にて取り扱うこととし、営業にたずさわる役職員は兼務出来ないこととする。

(委託者の疑義等の説明努力)

第 15条 委託者からの取引等に関わる疑義、相談等については本社管理部で行なうことを委託者に周知徹底し早期に説明その払拭を行なうこととする。

(広告・宣伝に関わる管理措置)

- 第 16 条 1. 総括責任者を経営上の責任者と定め実施に先立って社内審査を行うものとする。
2. 当社の広告・宣伝は「広告に関する社内規則」によるものとする。

(違反者に対する懲戒)

- 第 17 条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為を行なった者に対しては、就業規則および歩合外務員規定により懲役を行なう。

(適用除外)

- 第 18 条 当社のマイペース取引についてはこの規則を適用せず別途定める。

(委託本証拠金の額等に係る措置)

- 第 19 条 1. 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。
2. 委託本証拠金の額等に係る社内責任者は管理担当班の総括責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

(日本商品先物取引協会への届出)

- 第 20 条 本規則は日本商品先物取引協会へ、届け出るものとする。

(付 則)

1. 本規則は平成元年11月27日より実施。
2. 上記実施に伴い新規委託者保護管理規則は廃止する。
3. 本規則は平成3年10月31日に改訂実施する。
4. 平成6年4月1日より第7条を変更する。
5. 平成9年4月1日より第9条を変更する。
6. 平成9年7月1日より第9条を変更する。
7. 本規則は平成10年9月1日に改訂実施する。
8. 本規則は平成11年6月1日に改訂実施する。
9. 平成12年4月1日より第3条の字句を変更する。
10. 平成15年4月1日より第9、10、18条を変更する。
11. 平成15年6月6日より第19条を第20条へ変更する。
第19条を新設する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
122名	8名	22名	108名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
724名	260名	703名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成16年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0				
取引に係るもの	0				
取引終了時に係るもの	0				
その他の係るもの	0				
合計	0				

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0				
取引に係るもの	0				
取引終了時に係るもの	0				
その他の係るもの	0				
合計	0				

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成16年度中の係争

今年度中における訴訟(前年度より係争中のものを含む)は、委託者が取引に係る損金を支払わないため、当社が原告となり請求訴訟を提起したものが2件、また、委託者が当社に対し、不法行為等があったとして訴訟を提起したものはありません。うち1件は勝訴となり、現在係争中の訴訟は1件です。

訴訟件数	判決	和解	係争中
2件	1件	0件	1件

(2) 平成16年度中の判決

取引終了の委託者が、取引にかかわる無担保未収金を支払わないため、この支払いを求めた請求訴訟を2件提起いたしました。1件については平成17年1月に勝訴いたしました。

3. 経理の状況

① 貸借対照表

明治物産株式

平成17年3月31日

資産の部		負債の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
流動資産	4,348,276,688	流動負債	3,401,883,704
現金預金	1,863,758,637	委託者未払金	39,872,640
委託者未収金	51,735,824	短期借入金	686,138,012
有価証券	73,298,317	未払金	202,379,125
保管有価証券	131,500,660	未払法人税等	41,003,003
差入保証金	632,968,665	未払費用	25,169,072
商品取引責任準備預託金	512,851,414	賞与引当金	19,397,000
委託者先物取引差金	718,463,720	預り委託証拠金(現金)	1,712,147,522
預託金	280,000,000	預り委託証拠金(有価証券)	131,500,660
未収入金	67,037,886	預り金	480,787,551
その他の流動資産	18,263,538	その他流動負債	63,489,119
貸倒引当金	△ 1,601,973		
固定資産	2,344,000,308	固定負債	468,650,000
有形固定資産	1,631,554,824	長期借入金	468,650,000
建物	233,552,092		
土地	1,386,937,291		
その他の有形固定資産	11,065,441		
無形固定資産	18,473,345		
ソフトウェア	3,367,335	引当金	543,977,761
電話加入権	15,106,010	商品取引責任準備金	543,977,761
投資その他の資産	693,972,139	(商品取引所法第136条の22第1項)	
投資有価証券	4,845,334	負債合計	4,414,511,465
子会社株式	8,200,000	資本の部	
出資金	30,500,000	資本金	502,946,000
長期未収債権	281,055,516	資本剰余金	957,000
長期差入保証金	364,179,028	資本準備金	957,000
長期貸付金	20,340,000	利益剰余金	1,776,081,531
長期前払費用	19,886,667	利益準備金	125,736,500
年金積立金	40,894,173	配当準備積立金	30,000,000
前払年金費用	33,450,768	別途積立金	1,350,000,000
その他の投資	118,385,237	当期末処分利益	270,345,031
貸倒引当金	△ 227,764,584		
		自己株式	△ 2,219,000
		資本合計	2,277,765,531
資産合計	6,692,276,996	負債・資本合計	6,692,276,996

② 損益計算書

平成16年4月1日

平成17年3月31日

科 目		金 額 (円)	
経 常 損 益 の 部	営業損益の部		
	営業収益		2,693,825,360
	受取委託手数料	949,816,580	
	商品等売買益	1,744,008,780	
	営業費用		2,099,754,209
	取引所等関係費	171,361,156	
	その他の販売費及び一般管理費	1,928,393,053	
	営業利益		594,071,151
	営業外損益の部		
	営業外収益		31,820,882
受取利息	4,824,423		
その他の営業外収益	26,996,459		
営業外費用		97,602,275	
支払利息	42,694,540		
その他の営業外費用	54,907,735		
経 常 利 益			528,289,758
特 別 損 益 の 部	特 別 損 失		284,887,485
	固定資産除・売却損	25,988,102	
	商品責任準備金繰り入れ	258,899,383	
税引前当期純利益			243,402,273
法人税、住民税及び事業税		36,159,834	36,159,834
当期純利益			207,242,439
前期繰越利益			63,102,592
当期未処分利益			270,345,031

③ 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法及び評価基準

- ① 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ② 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ③ 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ④ その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産については定率法を採用しております。

無形固定資産のうち、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・期末の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき当期末において発生している額を計上しております。なお、当期末においては、前払年金費用を計上しております。会計基準変更時差異（240,847,872円）は、発生年度より10年間で費用処理しております。

商品取引責任準備金・・・商品取引事故に備えるため、商品取引所法第136条の22第1項の規定により、同法施行規則第49条の定めにより算出した額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 当社が採用している全国商品取引業厚生年金基金の年金資産のうち、当社の拠出に対応する年金資産の額は合理的に計算できません。

掛金拠出割合により計算した年金資産の額は、509,745,278円です。

(1) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料

i) 商品先物取引

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

ii) オプション取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

iii) 商品ファンド

取引成立日に計上しております。

(b) 売買損益（商品先物取引損益）

反対売買により取引を決済したときに計上しております。

④ 注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 イ. 担保資産

担保に提供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は次のとおりであります。

担保資産の内訳

定期預金	1, 304, 000	千円
建 物	212, 079	
土 地	1, 386, 937	
有価証券	-----	

合 計 2, 903, 016

対応する債務の内訳

短期借入金	686, 138	千円
長期借入金	468, 650	
社 債	-----	

合 計 1, 154, 788

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

所有有価証券 千円

保管有価証券 17, 829

合 計 17, 829

うち、受託業務保証金の代用

所有有価証券 千円

保管有価証券 94, 619

合 計 94, 619

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 136 条 2 の規定に基づいて分離保管されている資産の内訳は次のとおりであります。

現 金 340, 844 千円

指定信託 100, 000

協会預託 280, 000

合 計 720, 844

* 2 委託者未収金のうち無担保のものは、84,542 千円、発生から 1 年を経過しているものは、長期未収金の部に計上しています。このうち、無担保のものは、218,493 千円であります。

* 3 商品先物取引事故に備えるため商品取引所の定款に基づいた商品取引所への預託金であります。

* 4 自己の未決済取引を決済したと仮定して計算した自己の売買損(売買益)相当額を、

取引所に前払いした（取引所から前受けした）金額であります。この金額は、自己の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

なお、自己の未決済取引に係る証拠金は、8,886千円であり、このほか担保提供資産の項に記載のうち現金、20,000千円を自己の未決済玉に係るものとして商品取引所へ預託しております。

- * 5 委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損（売買益）相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした（取引所から預かった）金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して計算したものであります。

（損益計算書関係）

- * 1 受取手数料の内訳

商品先物取引	949,770	千円
オプション取引	45	
合 計	949,816	

- * 2 売買損益の内訳

商品先物取引損益	1,755,838	千円
商品売買益	53	
為替取引手数料	5,731	
その他の売買損益	-----	
商品先物評価損益	△17,614	
合 計	1,744,008	

⑤ 利益処分計算書

明治物産株式会社

利益処分

摘 要	金 額 (円)
当期末処分利益	270,345,031
計	270,345,031
これをつぎのとおり処分します。	
株主配当金 (1株につき50円)	41,754,200
役員賞与金 (うち監査役賞与金6,000,000円含む)	30,000,000
別途積立金	100,000,000
計	171,754,200
次期繰越利益	98,590,831

⑥監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借貸借表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率表

諸	項	目	比	率
(a)	純資産余裕比率	[純資産／必要純資産額×100]		190%
(b)	自己資本資本金比率	[自己資本／資本金×100]		453%
(c)	自己資本比率	[自己資本／層資本×100]		34%
(d)	修正自己資本比率	[自己資本／(総資産額-委託者に係る取引所預託金-分離保管預託額)×100]* 1		38%
(e)	当座性資金等比率	[当座性資金等／流動負債×100]		102%
(f)	委託者未収金比率	[委託者未収金／総資産額×100]		12%
(g)	借入金比率	[借入金+借入有価証券+社債]／総資産額×100]		17%
(h)	経常収支率	[経常収益／経常費用×100]		124%
(i)	負債比率	[負債合計額／純資産額×100]		140%
(j)	流動比率	[流動資産額／流動負債額×100]		129%
(k)	委託者手数料収益比率	[委託手数料／経常収益×100]		35%
(l)	自己売買収益比率	[自己売買収益／経常収益×100]		64%

* 1 総資産額から、委託者資産のうち取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した額を用いて計算された自己資本比率となっております。

受託業務管理規則

明治物産株式会社

(目的)

第 1 条 この規則は、委託者の保護と自己責任原則の徹底を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(管理組織)

第 2 条 当社は、社内管理に係る「経営の責任体制」の明確化を図るため本社の営業管理本部を主体として、本・支店及び従たる営業所ごとに管理担当班を設置して責任者を置くものとする。(別紙・管理担当班の組織図を参照) 受託業務を総括する管理責任者(総括責任者)は、営業管理担当役員をもってこれに当たり、原則として適合性審査の最終審査者とする。

2. 受託業務に係る経営上の責任を明確にするため、受託業務管理規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行う。
3. 社内管理措置の遂行状況、遵守状況について改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て具体的改善措置を講ずる。
4. 総括責任者を補佐する者として副総括責任者を置き、それぞれの職掌及び両者の連携体制を明確にして、総括責任者と共同して営業活動における法令諸規則の遵守状況をチェックする。
5. 本社営業管理本部に統括責任者を置き、日常の営業活動に対する法令諸規則の適用解釈についての判断や助言を行なう。
6. 総括・統括責任者は定期的に、本・支店および従たる営業所を巡回して社内管理体制のチェック、指示等により法令遵守をバックアップする。
7. 本社の各営業部門及び従たる支店に営業責任者とは別に管理責任者を置き、受託業務管理規則の実際的な運営に当たる。但し、管理責任者不在の小規模な営業所においては本社管理部直轄とする。
8. 管理責任者の評価に当たっては、業績を重視した営業面での評価項目だけでなく受託業務管理者としての評価項目に重点を置くものとする。
9. 委託者とのトラブルが生じた場合、本社営業管理本部により営業担当者及び当該委託者から直接事情聴取を行い迅速にこれを処理する。

(勧誘行為及び勧誘を受ける意思の確認)

第 3 条 当社は商品先物取引の勧誘にあたり、受託業務の適正化を通じた委託者の保護を図るため、次のとおり勧誘の規制を行なう。

2. 勧誘に先立ち、当社の商号・外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘であ

ることを告げ、勧誘を受ける意思の有無について確認を行なうとともに、その記録を作成し3年間保存する。

3. 委託の勧誘を受けることを希望しない者又は委託を行なわない旨の意思表示をした者に対する勧誘は行なわない。また、再勧誘防止のため、所要の措置を講じる。
4. 以下に掲げる社会通念上迷惑と考えられる時間・場所・方法及び相手が迷惑であると表明した時間・場所・方法での勧誘は行なわない。
 - ① 迷惑な時間帯（午後9時～午前7時）の勧誘。但し顧客による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合はこの限りではない。
 - ② 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
 - ③ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘

（適合性の審査）

第4条 当社は、商品先物取引の勧誘開始時または勧誘途上において次の①～④号に該当すると判明した者に対しては、以後商品先物取引の勧誘及び受託を一切行なわないものとする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 借入金により商品先物取引を行なう者

2. 商品先物取引の勧誘開始時または勧誘途上において次の①～⑧に該当すると判明した者に対しては、原則として商品先物取引の勧誘及び受託は行なわないものとする。但し、次項に定める要件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- ① 年金・恩給・退職金・保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者
- ② 母子家庭該当者
- ③ 日本語により意志疎通が出来ない者（外国人等）
- ④ 長期療養者およびこれに準ずる者
- ⑤ 公金出納取扱者、企業の経理・財務担当者
- ⑥ 一定の所得を有しない者（年収500万円以下を目安とする）
- ⑦ 一定の高齢者（年齢75才以上を目安とする）
- ⑧ 投資可能額を超える証拠金等を必要とする取引

3. 前項②～⑤については当社所定の申出書（念書）を、前項①及び⑥～⑧に該当する者からの取引希望については、それぞれ以下の所定の要件を満た

す場合であって、顧客本人の自書により、自らが原則として不相当と認められる対象者であることを理解するとともに、以下の要件を自らが満たすことについて確認する旨の書面による申告がある場合に限り、申出人の知識・経験・資産等の状況を考慮のうえ審査を行い、総括責任者が正当な理由があると認定した場合に限り受託することが出来るものとする。

(1) ①年金等及び⑥年収 500 万以下の要件（一定収入以下）

委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる、本人しか知り得ない資産状況を記載した申出書（願い書）が提出された場合。

(2) ⑦一定の高齢者（75 才以上）の要件

1. 過去一定期間以上（直近の 3 年以内に延べ 90 日以上を目安）にわたり商品先物取引の経験があるか又は商品先物取引を行うに相応しい金融商品・外国為替証拠金取引の経験があること。
2. 商品先物取引の仕組み、リスクその他説明事項を的確かつ十分に理解していると認められること。

(3) ⑧投資可能資金額を超える取引の要件

委託者が新たに申告した投資可能資金額の裏付けとなる、本人しか知り得ない資産状況を記載し、その金額を損失しても生活に支障ない範囲で設定されている旨の申出書が提出された場合。

4. 75 才以下であっても 70 才を超える者からの取引希望者については、自己の資金と責任で取引を行う旨の申出書（念書）の提出を求めるものとする。
5. 第 3 項各号に該当しない者であっても、管理責任者がその者の資金力・理解度等からみて商品先物取引を行なうにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行なわないものとする。
6. 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、約諾書の差し入れを受ける前に、委託者情報を的確に把握するための書面 {お客様カード（口座設定申込書）以下、口座設定申込書という} を委託者から徴収し、それに基づき営業部門においては管理責任者が管理部門においては総括責任者が審査を行ない、受託の適否の判断を行うものとし、それ以前に約諾書の差し入れ、証拠金の受け入れ及び売買の注文を受けないものとする。

尚、総括責任者が不在の場合、副総括責任者が審査を行うものとする。

また、審査結果については審査日、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠を口座設定申込書の社内欄に記録し、取引終了後 3 年間保存する。

7. 勧誘過程及び取引過程における審査は以下のとおり行う。

- ①勧誘過程及び取引過程において本条第 1 項に該当すると判明した場合には、勧誘過程にあつては直ちに勧誘を中止し、取引過程にあつては建玉の決済を要請する。

②取引過程において本条第2項に該当すると判明した者に対しては原則として新たな取引を認めないものとする。但し、本人から取引を継続したい旨の申出書があった場合は、本条第2項に準じた審査手続きに基づき、総括責任者が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(契約締結前の説明と理解の確認)

第5条 当社は契約締結(約諾書徴収)前に次項に掲げる書面を交付し、説明を行い、顧客が理解したことを書面(口座設定申込書)にて確認するものとする。

尚、口座設定申込書には説明者の氏名、説明日時、場所を記載し、顧客が理解したことを証する確認印をもらい、取引終了後3年間保存する。

2. 商品先物取引の契約時は事前に受託契約準則及び商品先物取引委託のガイドを交付した上で、まず、取引証拠金の10~30倍程度の額の取引を行うハイリスク・ハイリターン取引であること、相場の変動によっては短期間に預託した取引証拠金以上の損失が発生する恐れがあることについて説明し、理解したことの確認を書面にて行なう。
3. 前項の確認の後、上場商品に関する知識及び情報の収集方法等の基本知識に加え、当社の取引証拠金の額及び取引証拠金の種類と預託が発生する仕組み並びに当社で設定した委託手数料の額・手数料体系及び商品取引所法施行規則に定める禁止行為その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項についての説明を行い、理解したことを書面で確認する。
4. 本条第1項から第3項の説明により委託者自身の判断と責任において取引を行なうよう、十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

(口座設定申込書)

第6条 当社は商品先物取引を行なおうとする委託者より、次に掲げる事項等、必要事項を記載した口座設定申込書(複写にて顧客カード)を約諾書の差入れ前に受け入れるものとする。

- ①氏名、性別、生年月日、家族構成、住所及び連絡先
- ②職業、会社名、所属部署名、勤務先住所及び連絡先
- ③資産及び収入の状況
- ④商品先物取引および証券取引等の投資経験の有無
- ⑤投資可能資金額(顧客の記入に先立って、投資可能資金額とは損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額であり、損失が発生した場合には投資可能資金額から控除する旨を説明するものとする。)

⑥その他必要と認める事項

2. 口座設定申込書は事前審査の観点から統括及び総括責任者が審査し総括責任者のもとに備え付け、取引終了後3年間保存するものとする。

(顧客カードの整備)

第7条 当社は、本・支店及び従たる営業所ごとに商品先物取引を行なう委託者について、第6条第1項及びその他必要事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

2. 顧客カードは委託者が直接記載して申告するものとし、説明者、説明場所及び説明日時等の必要事項を記載し、管理責任者に提出するものとする。
3. 顧客カードは総括責任者のもとに備え付け取引終了後3年間保存し、管理責任者がその写しを保管するものとする。
4. 顧客カードは委託者に属性の変更が判明した時を含め、定期的(2年を目安)に再提出を求めるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第8条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則、及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」その他関係諸規則に定める禁止行為をしてはならない。

(取引意思の確認)

第9条 新規委託者については口座設定申込書及び商品先物取引基本事項の確認書の差入れを受け、管理責任者が審査し総括責任者の審査・承認後、約諾書を受領するものとする。

2. 売買注文を受ける際に委託者が指示した事項について業務日誌に明確に記載するものとする。

(未経験者等の取引に係る保護措置)

第10条 当社は商品先物取引市場に参加するに相応しい健全な委託者層の拡大を図るため、過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない新たな委託者は3ヶ月間の習熟期間を設け、当該委託者の資質、投資可能額及び理解度等を考慮の上、一定取引量の範囲において受託を行なうものとする。

- ①過去一定期間以上にわたり商品先物取引の経験のない委託者とは、直近の3年以内に延べ90日間以上を目安とし、経験の有無及び期間は口座設定申込書の申告によるものとする。
- ②一定取引量は投資可能資金額の3分の1を目安とする。
- ③委託者が②号に定めた一定取引量以上の取引を希望する場合には、商品

先物取引の経験のない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限るとの要件を理解していること及び自ら満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告がなされ、かつ、管理責任者及び総括責任者が当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認し、委託者からの申告書及び委託者調書を提出し、総括責任者の審査・承認を得たものに限り受託するものとする。

- ④商品先物取引の仕組み、リスクの理解度は商品先物取引基本事項の確認書において確認する。
2. 総括責任者は、委託者から申出事項及び管理責任者からの報告事項についての内容を確認するとともに、審査記録を取引終了後3年間保存する。また、必要と認められる場合には管理責任者に対して所要の指示を行ない、当該委託者の保護管理に万全を期すものとする。
3. 習熟期間中の委託者については、取引前の商品先物取引基本事項の確認書とは別に取引開始時に理解度アンケート(1)を、習熟期間終了時に理解度アンケート(2)により習熟度の調査を行うものとする。

(未経験者の特例)

- 第11条 法人名で取引するときは、商品先物取引を売買する旨の記載事項のある定款及び登記簿謄本並びにそれに準ずるものの写しを提出されたものについては、この規則に拠る取引未経験の委託者としては取り扱わない。
2. 直近の3年以内に90日以上を目安として商品先物取引の経験があり、それを証明する事が出来る場合で、知識が十分と認められる委託者については、管理責任者が委託者調書(2)及び他社経験を証する書面、商品先物取引基本事項の確認書を本社管理部に提出し総括責任者が審査し認めた場合にあっては、この規則に拠る取引未経験の委託者としては取り扱わない。

(不正資金の流入防止措置)

- 第12条 当社は銀行・信用金庫等の金融機関、又は国・地方公共団体、さらには民間企業等において、金銭・有価証券等他人の資産を取り扱う者からの受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずる。
2. 当社委託者の損金が年収相当額と金融資産の合計額を超え、又は1回の入金額が年収相当額を超えることが連続した時は、当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては、前項の基準を超過した部分の資金の性格や出所を当該委託者から直接聴取し、超過した資金の出所を把握するものとする。
 3. 調査は営業担当者に協力させ、本社管理部及び管理担当班が行なう。

当該調査結果において資金の出所が明確でない時、又はその説明が信憑性に欠けると判断したときは、新たな建玉の自粛を要請する。

4. 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存する。
5. 委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていた事が判明した時は、当該委託者から新規の受託は行なわず、速やかな決済と精算を要請する。

(その他の管理措置)

- 第13条 外務員の日々の業務活動状況をチェックし取引意思のない者の勧誘及び第4条1項に定めた不適合者の参入防止に対する適切な指導を行なう。
2. 人事考課にあたって、営業社員については法令諸規則及び受託業務管理規則の理解状況、遵守状況、営業姿勢、委託者の建玉状況の項目を加味し、営業管理職者については部下の教育・指導状況及び委託者の取引状況の分析を項目に加え、総合的に判断する。

(管理担当班の職務)

- 第14条 管理担当班の職務は次のとおりとする。
1. 「口座設定申込書」及び商品先物取引基本事項の確認書により、適合性の審査を行ない、委託者の選別並びに受託の適否の決定。
 2. 委託者管理のための「顧客カード」の整備。
 3. 委託者の資産・投資可能額の設定額・理解度・取引経験等からみて不相当と判断される取引に対する適切な指導。
 4. 商品先物取引及び株式の信用・先物取引並びに金融先物取引の経験のない委託者からの受託に係る審査基準に基づく審査。
 5. 登録外務員等の委託者に対する連絡・サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導。
 6. 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置。
 7. 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導および遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
 8. 委託者からのトラブル等に対する適切な対応。
 9. 過去に、恣意的にトラブル等を多発した委託者の参入予防措置。
 10. 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。
 11. 勧誘拒否者に係わる情報の集約と社内への周知。
 12. その他委託者の保護に必要なと認められる事項。

(建玉制限等)

- 第15条 当社は次の場合、その受託について建玉の制限を行なうこととし、委託者

の理解を得、遵守させるものとする。

尚、自己玉及び委託玉の取扱については、営業以外の部門にて取り扱うものとし、営業にたずさわる役職員は兼務出来ないものとする。

1. 商品取引所の市場管理規則による制限。
2. 市場管理とは別途に、委託者の資産・経験・投資可能額等により受託者としての取引制限を行なうこと。

(取引本証拠金及び委託手数料の額等に係る措置)

第 16 条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は管理担当班の総括責任者とし、その内容について社内に徹底し、委託者に周知するとともにその記録を3年間保存する。
3. 委託手数料の額等は取締役会において決定する。
4. 委託手数料の額等の社内責任者は管理担当班の総括責任者とし、その内容について社内に徹底し、委託者に周知するとともにその記録は3年間保存する。

(委託者の疑義等の解明努力)

第 17 条 委託者からの取引等に関わる疑義、苦情、相談等については本社管理部で行なうことを委託者に周知徹底し、早期に解明その払拭を行うこととする。また、必要に応じて営業部から事情聴取を行うものとする。

(広告・宣伝に関わる管理措置)

第 18 条 総括責任者を経営上の責任者と定め、実施に先立ち社内審査を行うものとする。

2. 当社の広告・宣伝は「広告に関する社内規則」によるものとする。

(違反者に対する懲戒)

第 19 条 第7条に掲げる受託業務における禁止行為を行なった者に対しては、就業規則及び歩合外務員規定により懲戒を行なう。

(適用除外)

第 20 条 当社のマイペース取引についてはこの規則を適用せず別途定める。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 21 条 本規則は日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(付 則)

1. 本規則は平成元年 11 月 27 日より実施する。
2. 上記実施に伴い新規委託者保護管理規則は廃止する。
3. 本規則は平成 3 年 10 月 31 日に改訂実施する。
4. 平成 6 年 4 月 1 日より第 7 条を変更する。
5. 平成 9 年 4 月 1 日より第 9 条を変更する。
6. 平成 9 年 7 月 1 日より第 9 条を変更する。
7. 本規則は平成 10 年 9 月 1 日に改訂実施する。
8. 本規則は平成 11 年 6 月 1 日に改訂実施する。
9. 平成 12 年 4 月 1 日より第 3 条の字句を変更する。
10. 平成 15 年 4 月 1 日より第 9 条, 10 条, 18 条を変更する。
11. 平成 15 年 6 月 6 日より第 19 条を新設し、第 19 条を第 20 条へ変更する。
12. 本規則は平成 17 年 7 月 1 日より改定実施する。(尚、平成 17 年 5 月 1 日より同 6 月 30 日までの間、委託者保護ガイドラインに基づき作成し、同 4 月 15 日日本商品先物取引協会提出の受託業務管理規則案により実施)

平成17年10月13日

明治物産株式会社

平成16年度のディスクロージャーに誤りがありましたので、正誤表を提出いたします。

8頁 ⑥財務の概要

誤	正
⑥財務の概要（平成16年3月決算期）	⑥財務の概要（平成17年3月決算期）

※決算期が間違っていたため